

令和3年4月1日から始まります！

建築士から建築主への 省エネ性能の説明義務制度



〈説明義務制度の概要〉

対象 : 300㎡未満の原則全ての住宅・非住宅（戸建住宅や小規模店舗等が対象）

説明者 : 建築士が建築主に説明

説明内容 : ①省エネ基準への適否

②（省エネ基準に適合しない場合）省エネ性能確保のための措置

※1 建築主が省エネ性能に関する説明を希望しない旨の意思を表明した場合は、説明不要です。

※2 マンションや分譲戸建住宅の購入時や賃貸住宅の賃借時において、売り主や仲介事業者に対して適用されるものではありません。

説明方法 : 書面

※3 説明に用いる書面については、建築士事務所の保存図書に追加される予定です。

建築士のみなさまへ

➡ 説明書の参考様式は、裏面をご覧ください

建築士は、300㎡未満の建築物を設計する際は、建築主に対して省エネ基準への適合性等について書面を交付し、説明することが建築物の省エネルギー性能の向上に関する法律で義務づけられています。

なお、説明義務制度は令和3年4月1日以降に建築主が委託を受けた建築物が対象となります。

👉 問い合わせ先一覧

東部建築住宅事務所	鳥取市立川町6丁目176	TEL:0857-20-3648
中部総合事務所生活環境局建築住宅課	倉吉市東巖城町2	TEL: 0858-23-3235
西部総合事務所生活環境局建築住宅課	米子市糺町1丁目160	TEL: 0857-31-9753
鳥取市都市整備部建築指導課	鳥取市幸町71	TEL: 0857-30-8361
米子市都市整備部建築相談課	米子市加茂町1丁目1	TEL: 0859-23-5236
倉吉市建設部建築住宅課	倉吉市葵町722	TEL: 0858-22-8175
境港市建設部建築営繕課	境港市上道町3000	TEL: 0859-47-1062

省エネ基準への適合性に関する説明書

年 月 日

様

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 27 条第 1 項の規定による説明をします。この説明書に記載の事項は、事実と相違ありません。

[1 建築物に関する事項]

所在地： _____

地域区分： _____ 地域

建築物エネルギー消費性能基準への適合性：

基準	基準値	計算値	判定
外皮平均熱貫流率 (U_A 値)			<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
冷房期の平均日射熱取得率 (η_{AC} 値)			<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
一次エネルギー消費量 (BEI)	1.0以下		<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合

建築物エネルギー消費性能の確保のためとるべき措置：

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

[2 建築士に関する事項]

氏名： _____

資格： _____ 建築士 _____ 登録第 _____ 号

[3 建築士事務所に関する事項]

名称： _____

所在地： _____

区分（一級、二級、木造）： _____ 建築士事務所

(参考 1) 建築物エネルギー消費性能基準一覧

区分	国省エネ基準 (1の判定基準)	ゼッチ 国ZEH基準	とっとり健康省エネ住宅性能基準		
			T-G1	T-G2	T-G3
断熱性能 U_A 値	0.87~0.75	0.60	0.48	0.34	0.23
気密性能 C値	—	—	1.0	1.0	1.0
冷暖房費・CO2削減率	0%	約10%削減	約30%削減	約50%削減	約70%削減

※ZEHは、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略。断熱化による省エネと太陽光発電などの創エネにより、年間の一次消費エネルギー量（空調・給湯・照明・換気）の収支をプラスマイナス「ゼロ」にする住宅をいう。

(参考 2) 国の建築物エネルギー消費性能基準（地域区分ごと）

	4 地域	5 地域	6 地域
外皮平均熱貫流率 (U_A 値)	0.75 以下	0.87 以下	0.87 以下
冷房期の平均日射熱取得率 (η_{AC} 値)	—	3.0 以下	2.8 以下
一次エネルギー消費量 (BEI)	1.0 以下	1.0 以下	1.0 以下

4 地域：若桜町、日南町、日野町

5 地域：倉吉市、智頭町、八頭町、三朝町、南部町、江府町

6 地域：鳥取市、米子市、境港市、岩美町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、伯耆町